

令和2年度 軽自動車税

問合せ 市税務課資産税グループ



軽自動車税が
変わりました

購入時

自動車取得税（道税） 税率 2% ※令和元年9月30日に廃止。

軽自動車税 環境性能割（市税） 税率 0~2% 燃費が良いほど税率が軽減！

当分の間、北海道が賦課・徴収を行います。

※消費税率の引き上げを考慮した臨時的軽減として、令和2年9月30日まではさらに1%分軽減。

毎年

軽自動車税 種別割（市税）

軽自動車税（市税）から名称が変わりました

令和2年度の
税額をチェック！

〃初度検査年月、と〃燃費基準の達成状況、は自動車検査証に記載されています

1 自動車検査証の〃初度検査年月、を見て、どの税率になるかを確認します

〃初度検査年月、が、平成18年4月から平成19年3月までの車両は、新たに重課税率の対象となります

2 税率が分かったら、軽自動車の税率区分を見て、金額を確認します

例えば、4輪乗用（自家用）で初度検査年月が平成18年10月（重課税率適用）の場合、令和2年度 12,900円

〃初度検査年月、が、平成31年4月から令和2年3月の間で、備考欄に〃燃費基準の達成状況、の記載がある場合は、軽課税率（グリーン化特例）の金額になります

初度検査年月	課税年度	
	令和2年度	3 4
平成18年3月以前	重課税率	
18年4月～19年3月	重課税率	
19年4月～20年3月	旧税率	
20年4月～21年3月	旧税率	
21年4月～27年3月	旧税率	
27年4月～31年3月	新税率	
31年4月～令和2年3月	軽課税率（グリーン化特例）あり	

軽課	初度検査年月が平成31年4月から令和2年3月までの環境負荷の小さい車両は、令和2年度分に限り税率を軽減します
重課	初度検査年月から13年経過した軽自動車は、税率を上乗せします

3輪・4輪の軽自動車（種別割）の税率（単位：円）

区分	初度検査年月が平成27年3月以前の車両	初度検査年月が平成27年4月以降の車両	電気自動車など	燃費性能		重課税率 初度検査年月から13年経過した車両		
				大きく優れている車両	優れている車両			
3輪	3,100	3,900	1,000	2,000	3,000	4,600		
4輪以上	乗用	自家用	7,200	10,800	2,700	5,400	8,100	12,900
		営業用	5,500	6,900	1,800	3,500	5,200	8,200
	貨物	自家用	4,000	5,000	1,300	2,500	3,800	6,000
		営業用	3,000	3,800	1,000	1,900	2,900	4,500

◇燃費性能が大きく優れている車両

乗用 令和2年度燃費基準+30%達成車
貨物 平成27年度燃費基準+35%達成車

❖燃費性能が優れている車両

乗用 令和2年度燃費基準+10%達成車
貨物 平成27年度燃費基準+15%達成車

※いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。



廃車・譲渡の申告を忘れていませんか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在、軽自動車などを所有（登録）している人に課税されます。4月2日以降に廃車・譲渡の申告をしても、その年度分の税額は納めることになり、月割で還付されることはありません。

